

網 監 査 第 20 号

令和 5 年 11 月 14 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 平賀貴幸様

網走市監査委員 藤原誉康

網走市監査委員 栗田政男

定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 29 条の規定に基づき、令和 5 年度に実施した定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況について、別紙のとおり提出します。

令和5年度

定期監査結果報告書

(指摘事項等に対する措置状況)

網走市監査委員

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

観光課

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>物品購入に係る契約事務において、随意契約ができる範囲を超えた予定価格にもかかわらず、入札による契約者選定をせずに、随意契約による不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>令和3年10月5日付「定期監査の結果について」により、同様の指摘を受け、随意契約ができる範囲を超えた予定価格の場合、入札による契約者選定を行っていたが、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等、関係法令等の認識不足により、契約事務で使用する様式、記載内容の一部に誤りがあったもの。</p> <p>再度指摘を受けたことを重く受け止め、今後は関係法令を遵守し、適正な契約事務の取り扱いを徹底する。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

社会福祉課

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>相談支援業務委託契約において、予定価格調書の作成、見積合せ執行記録書等の作成不備があり不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令の認識不足により、予定価格調書の作成、見積合せ執行記録書等の作成に不備があったもの。</p> <p>今後は、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

水産漁港課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■市職員が担当する任意団体の会計事務について</p> <p>市職員が担当する任意団体の経理事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <p>①職員による立替払い ②立替払いの精算に時間を要している事例 ③請求日のない請求書で処理 ④支出伺いの日にち誤り ⑤支払い遅延 ⑥決裁印漏れ</p> <p>任意団体の経理においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行が求められる。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>① 職員による立替払いについては、急を要する事案に対応した事項もあるが、基本的に資金前渡による精算処理を実施するよう努める。</p> <p>② 市の会計事務に準じ、資金前渡による事務処理を行うこととする。やむを得ず立替を行った場合については速やかに精算処理を行う。</p> <p>③ ③請求日のない請求書で処理、④支出伺いの日にち誤り、⑤支払い遅延、⑥決裁印漏れについては、事務処理時のチェックを強化するとともに、適切な事務処理と速やかな精算を行うこととする。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

港湾課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>港内砕氷業務委託に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>①単価契約によるものの、総額が 100 万円を超える業務における副市長による決裁がなされていない。</p> <p>②予定価格調書及び見積合せ執行記録書の作成がなされていない。</p> <p>③指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>港内の結氷状況により稼働時間は変動するものであることから、時間単価契約として砕氷業務契約事務を執行し、100 万円以上の業務実績となったもの。今後は単価契約であっても総額が 100 万円以上見込まれることもあるため、副市長決裁とする契約とし、予定価格調書の作成や指名委員会の開催、随意契約における見積合せ執行記録書を作成し適正な契約事務の執行に努める。</p> <p>また、今後、適正な事務処理を執行するため、関係法令や網走市契約に関する規則等を遵守し改善措置を講じる。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄